

社会福祉法人 老後を幸せにする会
女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和 4年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで間

2 内容

管理職の女性労働者を1名以上増やす

<対策>

- 令和 4年 4月から 男女公正な昇任基準となっているか検証を行う
- 令和 6年 4月から 管理職候補となる男女労働者に対し育成研修を行う